

令和5年度 相模原市ネーミングライツ提案型を募集します！

本市では、公共施設、イベント等において、新たな収入を得るとともに市民サービスの向上を図るため、ネーミングライツの導入を進めています。

このたび、「令和5年度 相模原市ネーミングライツ提案型」の募集を開始しますので、お知らせします。

ネーミングライツ提案型とは

ネーミングライツを導入したい施設等を自ら選び、愛称やネーミングライツ料などを提案してもらう手法です。ネーミングライツ料は、施設等の更なるサービス向上のための事業の財源に充てられます。

1 提案施設等

文化施設、スポーツ施設、貸館施設、イベント、事業などを対象とします。

※ 既にネーミングライツを導入済みの施設等や市役所・区役所などの行政系施設、小学校・中学校などの学校教育施設等は対象外となります。詳細は、市ホームページをご参照ください。

2 ネーミングライツの期間

3年以上の期間での提案を原則とします。

3 応募資格

ネーミングライツ・スポンサーとなることを希望する法人等

※ 提案者の本社・本店所在地は、相模原市内外を問いません。

※ ネーミングライツ・スポンサーとなることができる法人等は、市内全ての施設等に対し、2施設までとします。

4 募集期間

(1) 事前相談申込書の受付

令和5年6月12日（月）から7月11日（火）まで

(2) 事前相談の実施

(1)の事前相談申込書の受付後から令和5年8月1日（火）まで

(3) 提案書類の受付

(2)の事前相談の終了後から令和5年8月8日（火）まで

※ 提案書類の提出には事前相談が必要です。

5 選定方法

提案のあった施設等の所管課で導入の可否等について検討後、選定委員会において、提案内容、経営状況、企業理念、愛称、金額、期間、その他市民へのメリット等を勘案し、ネーミングライツの優先交渉権の付与について決定します。

募集内容、申込方法等の詳細につきましては、市ホームページをご参照ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026766/seido/1026778/1004439/1028764.html>

問い合わせ
アセットマネジメント推進課
042-769-8257（直通）